

平成 29 年 3 月 7 日

北陸信越運輸局

自動車運送事業者の事業用自動車に係る重大事故発生状況 (平成 28 年速報)

平成 28 年における管内（新潟県、長野県、富山県、石川県）の自動車運送事業者の事業用自動車に係る自動車事故報告規則に基づく重大事故の発生状況をお知らせします。

1. 事業用自動車の重大事故発生状況

事業用自動車の重大事故の発生件数は、バス 98 件（対前年比 124.1%）、ハイ・タク 17 件（同 85.0%）、トラック 116 件（同 99.1%）、全体で 231 件（同 106.9%）と前年と比較して 15 件増加しています。また、死者数は全体で 34 人（対前年比 82.9%）と前年と比較して 7 人減少しています。

表 1 業態別・県別の重大事故発生状況（速報値）

業態	バス			ハイ・タク			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟	26	0	0	9	3	5	40	15	31	75	18	36
対前年比	-5	0	-40	+3	+3	-1	+4	+3	0	+2	+6	-41
長野	26	0	21	1	0	0	21	5	9	48	5	30
対前年比	-10	-1	+13	-6	-1	-8	-13	-11	-21	-29	-13	-16
富山	23	0	3	3	0	2	30	7	18	56	7	23
対前年比	+17	-1	+3	-1	0	-2	+7	+3	+10	+23	+2	+11
石川	23	0	2	4	1	7	25	3	22	52	4	31
対前年比	+17	0	0	+1	+1	+3	+1	-3	0	+19	-2	+3
局計	98件	0人	26人	17件	4人	14人	116件	30人	80人	231件	34人	120人
対前年比	+19	-2	-24	-3	+3	-8	-1	-8	-11	+15	-7	-43
	124.1%	0.0%	52.0%	85.0%	-	63.6%	99.1%	78.9%	87.9%	106.9%	82.9%	73.6%

2. 事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況

事業用自動車の運転者が惹起した重大事故の発生件数は、バス 8 件（対前年比 80.0%）、ハイ・タク 14 件（同 93.3%）、トラック 55 件（同 85.9%）、全体で 77 件（同 86.5%）と前年と比較して 12 件減少しています。また、死者数は全体で 12 人（対前年比 60.0%）と前年と比較して 8 人減少しています。

表 2 業態別・県別の事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況（速報値）

業態	バス			ハイ・タク			トラック			計		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
新潟	0	0	0	8	3	3	18	4	20	26	7	23
対前年比	-5	0	-4	+4	+3	-1	-1	-3	+5	-2	0	0
長野	2	0	18	0	0	0	12	2	7	14	2	25
対前年比	0	0	+17	-6	-1	-7	-3	-3	-8	-9	-4	+2
富山	3	0	2	3	0	2	12	1	6	18	1	10
対前年比	+2	0	+2	0	0	0	0	-1	0	+2	-1	+2
石川	3	0	2	3	0	5	13	2	12	19	2	19
対前年比	+1	0	0	+1	0	+3	-5	-3	-6	-3	-3	-3
局計	8件	0人	22人	14件	3人	10人	55件	9人	45人	77件	12人	77人
対前年比	-2	0	+15	-1	+2	-5	-9	-10	-9	-12	-8	+1
	80.0%	-	314.3%	93.3%	-	66.7%	85.9%	47.4%	83.3%	86.5%	60.0%	101.3%

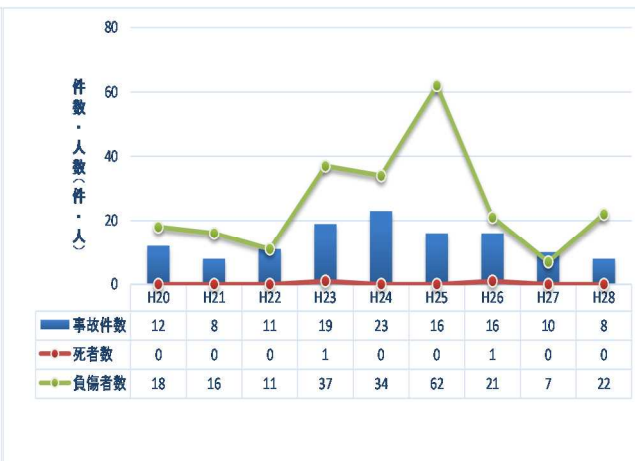
3. 事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況の推移

平成20年以降の管内の事業用自動車の運転者が惹起した重大事故発生状況の推移は、次の表及びグラフのとおりです。平成25年以降、事故件数、死者数及び負傷者数は減少傾向にあります。

全体



バス



ハイ・タク



トラック



(注) 平成28年は速報値である。

【問い合わせ先】

国土交通省北陸信越運輸局自動車技術安全部
 保安・環境調整官 酒井、高嶋
 TEL 025-285-9155

事業用自動車等の重大事故報告

自動車運送事業者等は、事業用自動車等に係る重大事故があった場合は、自動車事故報告規則（昭和26年、運輸省令第104号）に基づき自動車事故報告書を、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長（注）を経由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

（注）

- ・新潟、長岡ナンバーについては、新潟運輸支局長
- ・長野、松本、諏訪ナンバーについては、長野運輸支局長
- ・富山ナンバーについては、富山運輸支局長
- ・石川、金沢ナンバーについては、石川運輸支局長

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

- ・旅客自動車運送事業者
- ・貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く）
- ・特定二種貨物利用運送事業者
- ・自家用有償旅客運送者
- ・道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者

○自動車事故報告書の提出が必要な事業用自動車の重大事故

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触したものの
- ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたものの
- ③ 死者又は重傷者を生じたものの
- ④ 10人以上の負傷者を生じたものの
- ⑤ 自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩したものの
- ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したものの
- ⑦ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の操作不適切により、旅客に傷害が生じたものの
- ⑧ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴うもの
- ⑨ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったものの
- ⑩ 救護義務違反があったものの
- ⑪ 自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったものの
- ⑫ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるもの）
- ⑬ 橋脚、架線その他鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑭ 高速自動車国道又は自動車専用道路を、3時間以上通行止めにさせたもの
- ⑮ 国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○提出期限

重大事故があった日から30日以内に提出